

持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産 輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める要望

意見書

オホーツク畑作農業は、専門的な農家が主体となり、国の重要品目である麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴しょを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかし、これまでの国際貿易交渉においては、TPPの早期協定発効や各国とのEPA/FTA交渉を促進する動きが加速度を増しております。このことは、オホーツク地域はもとより、本道農業の基幹作物である畑作物の影響が懸念され、畑作経営の適正な輪作体系や安定的な食料供給を損なうことなどが予想されています。

一方、現況での本道畑作農業における課題として、担い手の減少や高齢化に加えて、大規模経営による労働力不足などから偏った作付を引き起こしており、適正な輪作体系の崩れが生じています。これらの影響により、病害虫の多発に加え、異常気象による湿害などで不安定な生産状況が続いているため、合理的な輪作体系の確立が急務となっています。

このため、食料基地・北海道の主産地形成を担うオホーツク地域から将来にわたり土地利用型畑作農業の持続的な発展が図られる畑作政策の拡充・強化が求められています。また、消費者への安全・安心な国産農産物の安定供給及び経営安定を図る観点からも、畑作政策の拡充・強化が求められています。

つきましては、持続可能なオホーツク畑作政策について、生産現場の意見を十分に踏まえ、万全な政策を講ずるよう下記事項を添えて強く要望いたします。

記

- 1 平成30年度の国費予算概算要求で示された「ばれいしょ増産輪作推進事業」については、近年のオホーツク畑作地域における地域課題に対応できる事業内容の充実を図り、万全の予算確保をすること。
- 2 「ばれいしょ増産輪作推進事業」については、日EU・EPA交渉における国内対策の予算措置に関わらず、でん粉原料用馬鈴しょの増産対策も事業対象となるよう、国・北海道・基礎自治体が一体となって取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

大空町議会議長 近藤 哲雄

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林
水産大臣